

徴収金明細と割印をしてください。

大阪

徴収金明細との割印

大阪市市税条例(抜粋)

(徴収猶予の申請手続等)

第5条 徴収の猶予(法第15条第1項の規定によるものに限る。)の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
(2) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収の猶予を受けようとする徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
(3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
(4) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
(5) 徴収の猶予を受けようとする期間
(6) 分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行うかどうか(分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行う場合にあっては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を含む。)
(7) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
(3) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
(4) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)第6条の10第1項、第3項又は第4項の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第9条 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、申請による換価の猶予を受けようとする徴収金の納期限から6月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
(2) 申請による換価の猶予を受けようとする徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
(3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
(4) 前号の金額のうち申請による換価の猶予を受けようとする金額
(5) 申請による換価の猶予を受けようとする期間
(6) 申請による換価の猶予に係る金額を分割して納付し、又は納入する場合の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額
(7) 申請による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、申請による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
(2) 申請による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
(3) 申請による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、申請による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10第1項、第3項又は第4項の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

(職権による換価の猶予の手続等)

第7条 市長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
(2) 職権による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
(3) 職権による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、職権による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10第1項、第3項又は第4項の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

収受印

財産目録及び財産収支状況書

記載例

期別納付できない主な理由に○をしてください。

必ず3頁目の署名欄に署名及び押印と目録の割印をしてください。

Table with 2 rows: 申出年月日 (令和 00年 4月 17日), 申出事由 (1 災害 2 病気 3 倒産・失業 4 損害 5 収入減), 具体内容 (取引先との契約が打ち切られたことにより、売り上げが減少したため)

Table with 2 rows: 1 住所・氏名等 (納税義務者: 大阪 太郎, 住所: 大阪市北区中之島1-3-20), 2 財産等の状況 (1) 売掛金・貸付金等の状況 (△△株式会社, 大阪市北区梅田1-2-2-700, 300,000円)

Table with 2 rows: (2) その他の財産の状況 (不動産等: 大阪市北区中之島1-3-20の自宅, 車両: 自家用車(ミニバン なにわ550あ00-00)), 3 家族(役員)の状況 (妻: 大阪 〇〇, 昭和00年00月00日, 収入: 50,000円)

Table with 2 rows: 4 直前1年間の年間収入及び年間支出の状況 (年月: 00年 4月, 総収入: 5,000,000円, 総支出: 4,800,000円), 5 現在納付可能資金 (現金: 30,000円, 預金: 200,000円)

Table with 2 rows: 6 納付に充てられない事情 (生活費, 授業料の一部), 7 合計 (A: 230,000円, B: 230,000円, 【納付可能資金額】 A-B: 0円)

6 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

最近2ヶ月の状況	2 月分	3 月分	内訳等		提出資料 確認欄
売り上げ	1,000,000 円	950,000 円	事業種目	製造業	<p>① 営業所得の場合は、上記の売り上げから経費を差し引いた額を記載してください。</p> <p>自営業又は法人については、事業種目及び月の売上や経常的な収入等について、税込みの金額で記載してください。</p>
経費	700,000 円	600,000 円	屋号等	□□板金工業	
営業所得	300,000 円	350,000 円	所在地		<p>② 給与、年金等の場合は、手取り額を記載してください。なお、複数の所得がある場合は合算した額を記載してください。</p> <p>電気・ガス・水道等の支払いについて、クレジットカード払いにしている場合は、該当項目に○してください。</p>
① 給与			給与等 受取方法	□ □座へ振込 □ 現金手渡し	
<p>クレジットカード支払の有無 有の場合(カード払いとしている支出名目に○)</p>		有・無	電気・ガス・水道・医療費・通信費・その他( )		帳等
社会保険料	40,000 円	40,000 円	国民年金保険料20,000円 国民健康保険料20,000円		
家賃(共益費含)	0 円	0 円	滞納の有無	有・無	支払方法 □ □座引落し □ 振込等払い
食費	60,000 円	60,000 円	家族数 (本人含む)	4	<p>② 支出の各金額について 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費を算出します。なお、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を減らした金額を記載してください。</p>
電気・ガス・水道等	15,000 円	15,000 円	滞納の有無	有・無	
医療費	7,500 円	7,500 円	受診者名	大阪 太郎	
通信費	20,000 円	20,000 円	携帯電話 会社等	〇〇	
教育費	10,000 円	10,000 円	滞納の有無	有・無	支払方法 □ □座引落し □ 振込等払い
交際費(慶弔費)	5,000 円		子の氏名	大阪 □□ 17 歳	
② 支出			② 支出の各欄に記載した内容について、領収書等、金融機関引落しの場合、通帳等により確認させていただきます。		
生命保険料	10,000 円	10,000 円	保険会社名	〇〇保険会社(契約者、被保険者:大阪太郎)	
<p>「返済終了年月」欄には、借入金の返済が終了する年月を記載してください。金融機関等の償還表等の写し等により確認させていただきます。(「債務返済実額」欄も同じ)</p>					
住宅ローン	80,000 円	80,000 円	借入総額	1500万円	返済終了年月 令和●●年4月
債務返済実額	50,000 円	50,000 円	借入先	〇〇銀行(売上減に伴う所得減による生活資金)	
			借入総額	300万円	返済終了年月 令和●●年4月
			借入残額	150万円	返済方法 □ □座引落し □ 振込等払い
その他( )	5,000 円	5,000 円	上記支出項目以外での支出がある場合は、「その他( )」欄を活用してください。		
その他( )	15,000 円	15,000 円			
その他( )	円	円			
②の合計	317,500 円	312,500 円	特記事項		
③ 差引額(①-②)	④ -17,500 円	⑤ 37,500 円	⑥ 【差引額の平均】 平均額(④+⑤)÷2		10,000 円

7 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内容	時期	金額
臨時収入	売上増(売掛金回収のため)	令和●●年 12 月	300,000円
<p>不要不急資産の売却、新規借入や貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合に、その内容や年月及び金額を記載してください。</p>			
臨時支出	授業料(大学生)	令和●●年 4月及び10月	各300,000円
<p>事業の継続のためのやむを得ない設備・機械の購入や、学費及び手術費用等の生活をしていくうえでやむを得ない支出が予定されている場合に、その内容や年月及び金額を記載してください。</p>			
8 分割納付計画			
回	年月日	金額	備考
1	令和●●年 5月 1日	10,000円	預金や妻の収入(50,000円)を足しても4月末の授業料の支払い資金が不足するため4月末相当分は少額を希望。
2	令和●●年 5月 31日	60,000円	⑥と妻の収入50,000円で納
3	令和●●年 6月 30日	60,000円	納付予定金額が毎月定額ではない場合などの理由を記載してください。
4	令和●●年 7月 3日	60,000円	
5	令和●●年 8月 3日	60,000円	住宅ローンの返済見直し(12万円→8万円)等により不足分を捻出して納付予定。
6	令和●●年 9月 3日	60,000円	
7	令和●●年 10月 3日	10,000円	10月末授業料支払いのため、少額を希望
8	令和●●年 11月 3日	60,000円	
9	令和●●年 12月 28日	50,000円 +延滞金	納付予定金額が毎月定額ではない場合などの理由を記載してください。
10	令和 年 月 日	円	
11	令和 年 月 日	円	
12	令和 年 月 日	円	

●申請者への説明・確認事項

- 1 法律に定められている納税の猶予制度の説明
- 2 督促状について、各期月の納期限後、1か月以内に発付されることの確認  
但し、徴収猶予の場合は除く
- 3 延滞金について、猶予期間中も延滞金が発生することの確認
- 4 本書記載以外に財産がある場合、滞納処分(差押・公売)する場合がある  
ことの確認
- 5 新たに市税が課税されたら期限内に納付することの確認
- 6 上記計画による納付後に確定した延滞金も、速やかに納付することの確認  
納付されない場合は滞納処分(差押・公売)を執行する場合があることの確認

◎本書にご記入いただいた内容は、市税に関する事務にのみ使用するもので、他の目的では使用いたしません。

<p>上記の説明を受け、本書の内容に相違がないことを確認するとともに、別紙「徴収金明細」に記載された徴収金について、債務を承認します。 8の分割納付計画にもとづき、納付します。</p>	署名欄	<p>大阪 太郎</p> <p>大阪 印</p>
--	-----	--------------------------